

## Q 証券会社に預けた資産は大丈夫ですか。

投資家が実際に株券などの売買を行うときは、通常、証券会社に金銭や株券など自分の財産を預けることとなります。

証券会社は、顧客から預かった財産と証券会社自身の財産を分けて保管しています。このように顧客から預かった財産を証券会社自身の財産と分けて保管することを分別保管といいます。

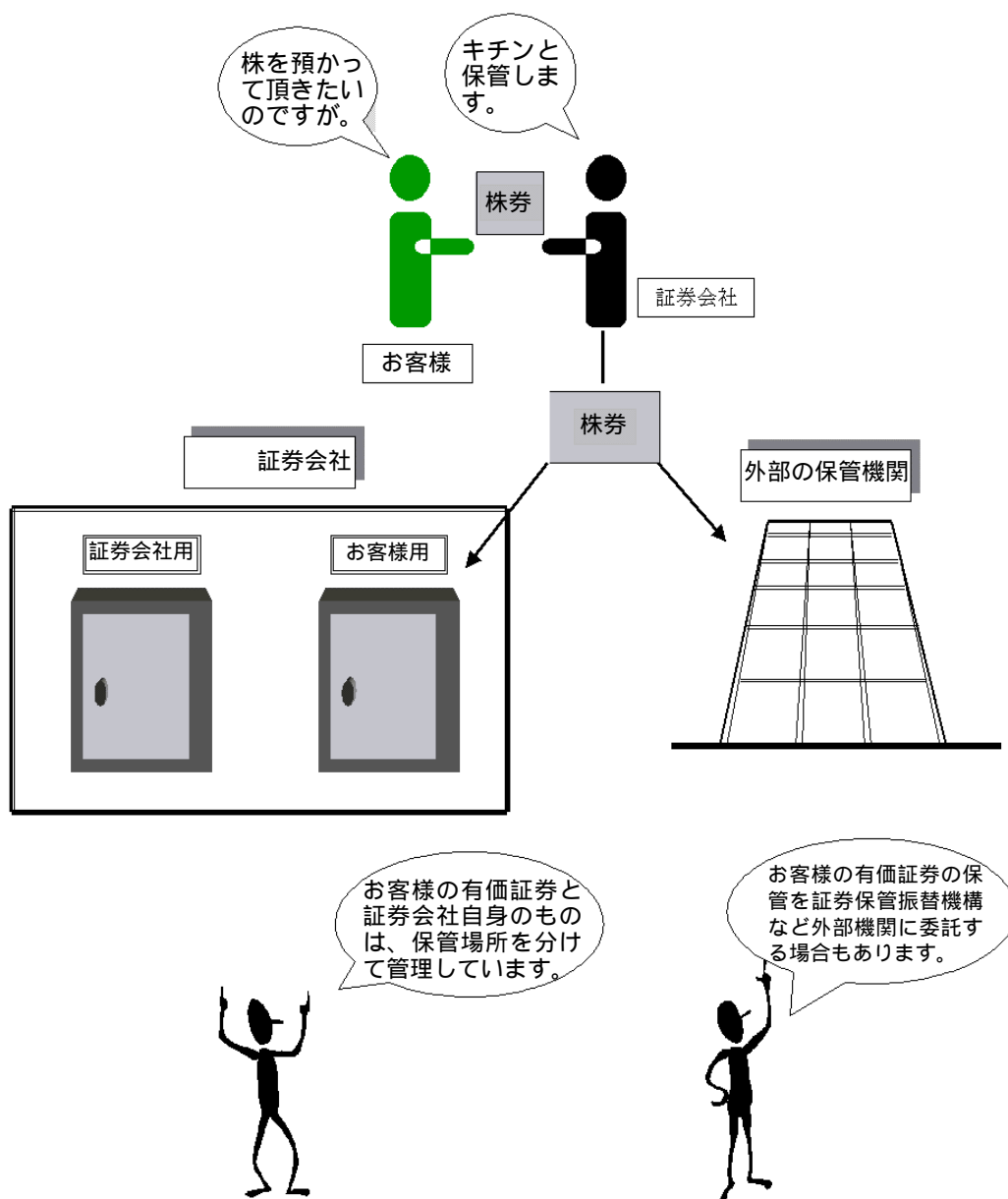
分別保管は、投資者保護の柱となるものであり、証券取引法により全証券会社に義務付けられています。

# Q 実際に証券会社はどのようにして分別保管しているのですか。

## 有価証券の分別保管

証券会社が顧客から預かった有価証券は、その証券会社内の金庫などで保管している場合と証券保管振替機構など外部の機関に保管を委託している場合があります。

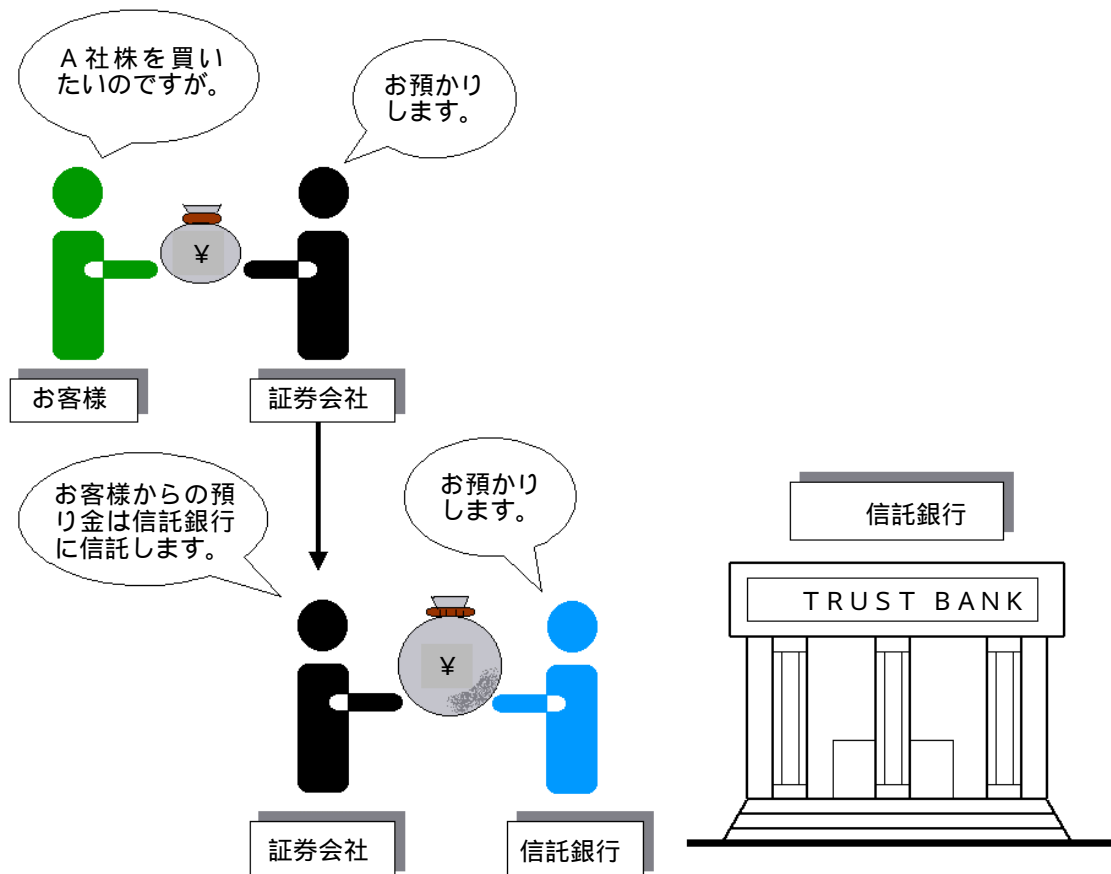
いずれの場合も、「預かった有価証券が誰のものか」がハッキリとわかるように保管しています。



## 金銭の分別保管

証券会社は、顧客から預かっている金銭など顧客に返還すべき金銭を顧客ごとに算出し、その合計金額を信託銀行に信託しています。

この信託額については、一週間に一度以上チェックを行い、信託額が不足している場合にはその不足額を追加して信託しなければなりません。



**Q 証券会社が破綻したら預けてある財産は戻ってくるのですか。**

証券会社の分別保管を前提とすれば、仮にその証券会社が破綻しても、顧客から預かった財産は顧客に返還されることとなります。

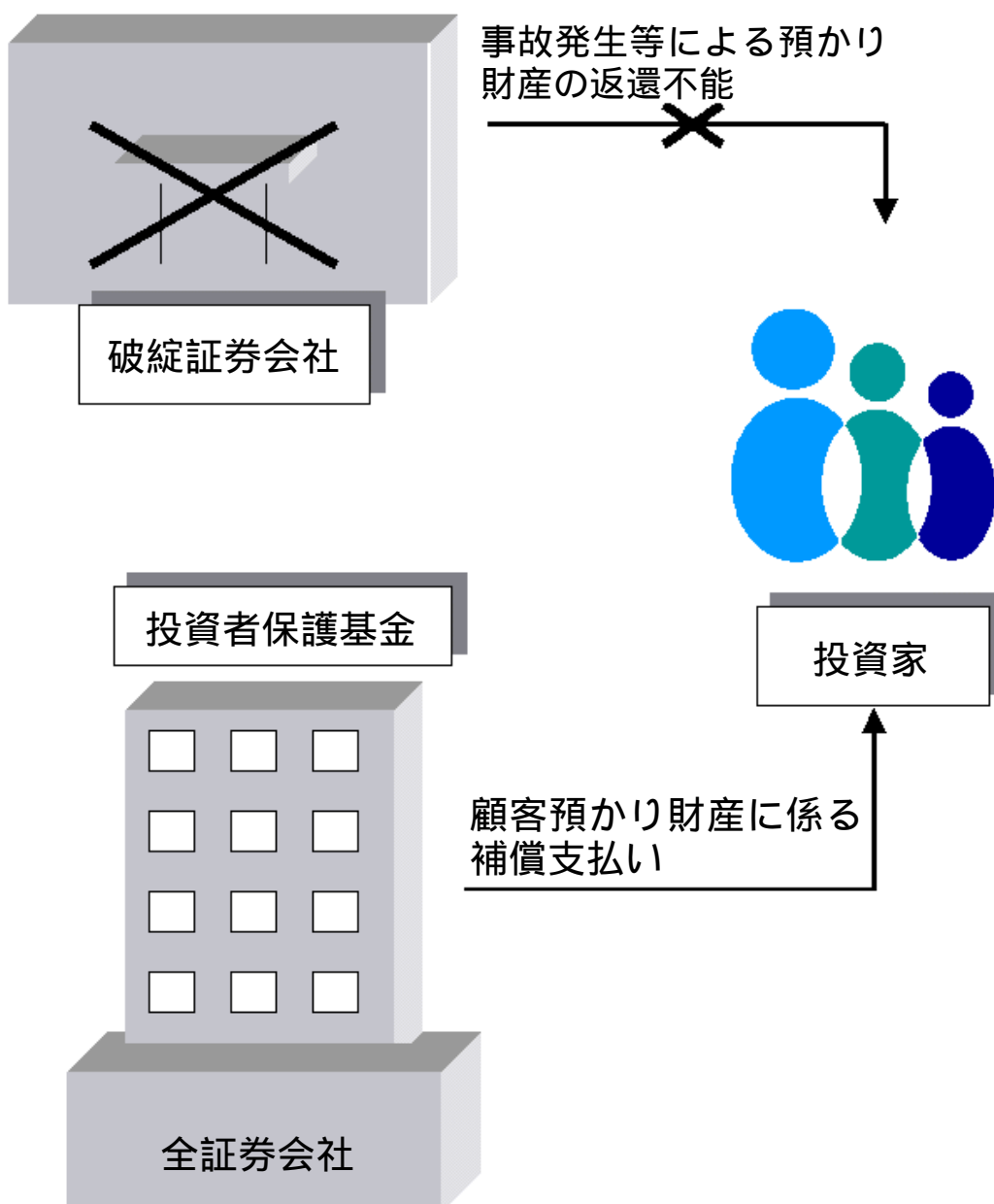
しかし、万が一破綻時に何らかの事故が発生するなどにより、証券会社が顧客から預かった財産を返還できない場合は投資者保護基金が補償を行うこととなります。

## Q 投資者保護基金とは何ですか。

破綻した証券会社が顧客から預かった財産を返還できない場合に、顧客に対する補償を行います。

証券会社は、証券取引法により、投資者保護基金への加入を義務付けられており、全ての証券会社が投資者保護基金に加入しています。

(注)なお、投資者保護基金は、有価証券の値下がり等により発生した顧客の損失を補償するものではありません。



**Q 証券会社が破綻した場合、平成13年4月からは1000万円しか補償されないのですが、投資家は保護されなくなるのですか。**

平成13年4月以降の証券会社の破綻に関する投資者保護基金の補償金額は一人当たり1000万円までとなります。このため、証券会社が返還すべき顧客の財産のうち、1000万円を超える部分については、破綻した証券会社の財産の状況によって一部カットされることがあります。

しかし、証券会社の分別保管を前提とすれば、顧客から預かった財産は顧客に返還されるため投資者保護基金が補償を行う必要は基本的にはないものとなっています。